

随 意 契 約 結 果 一 覧 表

| 課等名 | 契約の名称 | 契約年月日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約の相手方を選定した理由 | 摘 要 |
|-----|-------------------|-----------|--|-----------|---|-----|
| 総務課 | 空調自動制御装置保守点検業務 | 令和6年3月22日 | ジョンソンコントロールズ株式会社 北海道支店 札幌市中央区北4条東2-8-2 | 6,600,000 | ジョンソンコントロールズ社製の装置の保守点検が対応可能な業者は、ジョンソンコントロールズ株式会社以外にないため。 ・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 ・北海道道立病院局財務規程第242条 ・北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2) | |
| 総務課 | オーダーリングシステム保守管理業務 | 令和6年3月22日 | アイ・ティ・エス株式会社 札幌市中央区北5条西12丁目 | 5,381,112 | 現行の医事会計システムの追加機能として整備したものであるため、医事会計システム保守管理業者である、アイ・ティ・エス株式会社以外にないため。 ・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 ・北海道道立病院局財務規程第242条 ・北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2) | |
| 総務課 | MRI装置保守点検業務 | 令和6年3月22日 | キヤノンメディカルシステムズ株式会社 栃木県大田原市下石上1385番地 | 9,438,000 | キヤノンメディカルシステムズ社製の装置の保守点検が対応可能な業者は、キヤノンメディカルシステムズ株式会社以外にないため。 ・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 ・北海道道立病院局財務規程第242条 ・北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2) | |
| 総務課 | カーテン・ブラインドの賃貸借 | 令和6年3月7日 | ワタキューセイモア株式会社 北海道支店 小樽市新光5丁目13番3号 | 1,293,600 | 現在、賃借している物品は、ワタキューセイモア株式会社が設置したものであり、引き続き賃貸借契約を行うもので、ワタキューセイモア株式会社以外にないため。 ・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 ・北海道道立病院局財務規程第242条 ・北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2) | |
| 総務課 | 在宅医療機器の賃貸借 | 令和6年3月12日 | エア・ウォーター・ライフサポート株式会社 札幌市中央区北3条西1丁目2番地 | 2,395,800 | エア・ウォーター・ライフサポート株式会社が設置した、現在使用中の医療用酸素濃縮装置を継続して使用する患者に対して、機種及びメンテナンス業者を変更することは、継続して治療する上で好ましくないため。 ・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 ・北海道道立病院局財務規程第242条 ・北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2) | |
| 総務課 | 在宅医療機器の賃貸借 | 令和6年3月21日 | 株式会社サンケミ 札幌市白石区菊水4条3丁目2-40 | 1,716,000 | 株式会社サンケミが設置した、現在使用中の医療用酸素濃縮装置を継続して使用する患者に対して、機種及びメンテナンス業者を変更することは、継続して治療する上で好ましくないため。 ・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 ・北海道道立病院局財務規程第242条 ・北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2) | |
| 総務課 | 医療情報アプリJOINサービス | 令和6年3月8日 | 株式会社モロオ 札幌市中央区北3条西15丁目1番の50 | 1,056,000 | 医療情報アプリJOINのサービス契約が可能な業者は、当該機器の北海道における代理店となっている株式会社モロオ以外にないため。 ・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 ・北海道道立病院局財務規程第242条 ・北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2) | |
| 総務課 | 病理委託検査業務 | 令和6年3月7日 | 北海道公立大学法人 札幌医科大学 札幌市中央区南1条西17丁目 | 1,909,820 | 病理検査の実施が可能で、結果の情報共有や過去の結果照会等が円滑に実施できるものは札幌医科大学以外にないため。 ・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 ・北海道道立病院局財務規程第242条 ・北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2) | |
| 総務課 | 遠隔読影業務 | 令和6年3月7日 | (株)MITT 札幌市 | 2,840,134 | 当院との間で画像ファイリングネットワークシステム(遠隔読影端末)を4月1日までに構築でき、円滑な画像等送受信環境が整備できる者は(株)MITT以外にないため。 ・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 ・北海道道立病院局財務規程第242条 ・北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1の(2) | |